

新型コロナウイルスワクチン接種後の体調不良時対応について

新型コロナウイルス国内流行期における、職員（非常勤職員等も含む全ての従事者）の体調不良時などの対応については、ICT より対応がまとめられているところであるが、これに加えて、下記の観点から、予防接種後の副反応疑いへの対応の方針を定める。

- 新型コロナウイルスワクチン接種後に全身性副反応を来すことがある。
- 全身性副反応は接種後数日で改善するため、接種後数日の勤務を調節できるようにすることが望ましい。
- ワクチン接種後でも症状出現後、軽度な症状であれば改善まで自宅待機を推奨する。

1. 自宅待機とする場合（受診や COVID-19 検査等は不要）

ワクチン接種から 48 時間以内に発熱（37.5℃以上^{注1}）、倦怠感、悪寒、頭痛 が出現した状態
→発症から 48 時間以内に症状が消失すれば勤務可能。症状が重い場合には受診を検討する。
但し、**必ず上長に報告**すること。

注1)ワクチン接種後 1 週間以内の発熱基準を 37.5℃以上。平時の発熱基準は今まで通り、37℃以上。

例①接種した日の夜に 38℃の発熱と倦怠感が出現したが、翌朝には 36.5℃、倦怠感も消失した。
→症状消失後であれば、その日に勤務可。

例②接種した翌日に 38℃の発熱と頭痛あり、解熱剤を 1 回内服し、その日の夜に症状改善。
→解熱鎮痛剤最終内服から 12 時間経過し症状消失していれば勤務可。

例③接種した翌朝、軽度の倦怠感と軽度の頭痛が出現したが、発熱はなかった。
→症状が悪化せず、日常生活に支障はない状態であれば、勤務可。

2. 予防接種から 48 時間以内に発症した 1 の症状であっても受診を検討する（報告が必要）場合

- ①上記 1. の症状が 48 時間以上持続する場合
- ② 1. の症状以外に、以下の症状を伴う場合（**今まで通りすぐに報告**）
 - a. 呼吸器症状（咳嗽、鼻汁、咽頭痛）、b. 消化器症状（嘔気、嘔吐、下痢）
 - c. 味覚障害、d. 嗅覚障害
- ③適切な防具なしに COVID-19 発症者と濃厚接触した場合
- ④判断に迷う場合は自己判断せずに報告する。

<報告先>

職員は勤務を開始する前に必ず上長に報告する。

報告を受けた上長は、必ず下記連絡先に報告し、受診や勤務等について指示を仰ぐ。

平日日中：院内感染管理室（PHS 5849 または 4563）

夜間・休日：各部門の責任者と相談したうえで、DCC オンコールに連絡

○ [根拠報告](#)

ファイザーワクチン接種後の全身性副反応

出現中央値 1~2 日、持続期間中央値 1 日

頻度：2 回目 > 1 回目、18~55 歳 > 56 歳以上

発熱 1-16%、倦怠感 34-59%、頭痛 25-52%、悪寒 6-35%